平成２７年（フ）第１３号
山形県東根市中央２丁目９番15―113号　フレッシュメゾンマエタ、前住所山形県新庄市五日町1808番地
債務者　小島マサ子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２７年（フ）第３３６号
京都市右京区太秦馬塚町18番地56
債務者　吉岡　高宏
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０号
愛媛県南宇和郡愛南町柏1799番地、住民票上の住所愛媛県南宇和郡愛南町柏289番地
債務者　岡下　達人
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第１０６号
福井県勝山市元町３丁目11番22号
債務者　大沢希依子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７号
山梨県南都留郡富士河口湖町勝山35番地
債務者　小佐野のり子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第１３号
山梨県富士吉田市上吉田4370番地　富士団地11―５
債務者　田邊　京子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第１５号
山梨県富士吉田市上吉田6140番地の２
債務者　渡邊久美子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第１２号
山口県柳井市山根27番27号
債務者　増田加陽子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第１４号
山口県岩国市通津1117番地230
債務者　笹田　翔平
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第１５号
山口県岩国市通津1117番地230
債務者　笹田美友紀
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第１７号
山口県岩国市麻里布町６丁目12番25号　503
債務者　中森　朋壽
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第２３号
山口県岩国市装束町４―10―８　レオパレス三石207、住民票上の住所山口県防府市大字久兼994番地の６
債務者　貞池　孝治
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第１５７号
神戸市北区藤原台南町１丁目４番７号
債務者　木村　昌世
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９５号
神戸市兵庫区松本通２丁目２番14―404号
債務者　神木　新吾
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２７１号
神戸市東灘区御影２丁目12番16―103号
債務者　吉岡　君枝
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３２０号
神戸市垂水区狩口台４丁目43番201号
債務者　佐藤　文子
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３２９号
神戸市東灘区本山南町１丁目３番２―603号
債務者　千葉　金男
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字大野2750番地
債務者　新宅　明子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
和歌山地方裁判所新宮支部